

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から62年3月まで
年金記録が問題になり始め、平成19年8月に社会保険事務所へ行って調べたところ、未納になっていた。
厚生年金保険を喪失してから何年か国民年金に加入していなかった期間はあるが、将来のことを考え国民年金に加入した。加入以降は未納はないはずであり、加入当時、さかのぼって納付した記憶もある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出し後には未納がなく、保険料もすべて納付期限内に納付されていることから、国民年金加入後の申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は、国民年金手帳記号番号払出し前の期間であるが、同じく記号番号払出し前である申立期間直前の昭和60年1月から61年3月分を記号番号が払い出された月に一括で過年度納付しており、その時点で、同様に納付が可能であった申立期間を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、35年4月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から36年6月までを1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月1日から36年7月1日まで
昭和35年3月末に前の職場を退職し、同年4月1日にA社の職員として採用され、その時の辞令を今も所持している。採用と同時に正職員として勤務しており、昭和36年7月刊行の書籍の後記には、その翻訳に携わった自分の氏名と所属部署が記載されている。仮に採用当初に見習い期間があったとしても、1年以上の空白はあり得ないと思うので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令、申立人の氏名、所属部署が記載されている書籍及び上司、同僚の供述から判断すると、申立人が昭和35年4月1日にA社の職員として採用され、申立期間も同会職員として継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の経理担当者からは、「申立期間当時、試用期間等で厚生年金保険に加入させない取扱いは無かった。申立人を含め、例外は無かった。」との回答を得ており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の採用時期の前後に資格取得していることが確認できる同僚10人のうち、死亡や住所不明の2人を除く8人に対して照会し、そのうち回答を得られた6人全員について、

供述している採用年月と社会保険事務所の記録における厚生年金保険の資格取得年月とに相違はみられない上、上記同僚のうち、当該事業所における厚生年金保険の加入の取扱いについても回答を得られた5人全員が「試用期間は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と年齢が近く業務内容を同じくする同僚の社会保険事務所の記録から、昭和35年4月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から36年6月までを1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が昭和36年7月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年4月から36年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から54年3月まで
社会保険事務所で記録を調べたところ申立期間の記録が無かった。
20歳のころは、国民年金に加入していなかった。時期は覚えていないが、20歳から納付しないと年金をもらえなくなるので支払ってくださいとの通知が来たと思う。金額は覚えていないが、1回では到底払える額ではなく、分割で払った。
払い終わった時、20歳からつながったと安心したことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月は第3回特例納付期間であるが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料納付について、納付金額、分割回数、納付場所などについて記憶しておらず、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間中に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月26日から6年4月14日まで
A株式会社(平成13年6月8日、B株式会社に社名変更)に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格喪失日が平成5年3月26日となっている。雇用保険の記録と同じ6年4月14日まで勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する申立人名義の普通預金口座の取引明細証明書の給与振込記録から、申立人が申立期間にA株式会社で勤務していたと認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、当時の書類が保管されておらず、また、担当者の交替が複数回あり申立期間当時の状況は不明との回答があり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、社会保険庁の記録から、厚生年金保険の資格喪失日と同日の平成5年3月26日(当時、62歳)に年金受給者となったことが確認できるが、申立期間当時、60歳以上65歳未満の者に係る年金は、厚生年金保険の被保険者の場合、その標準報酬月額に応じて一部又は全額が支給停止となる。

一方、申立人は、申立事業所において、60歳以降も引き続いて被保険者であったが、社会保険庁の記録では、年金受給者となった当初から年金の全額が支給されていることが確認でき、年金の一部が支給停止された形跡も見当たらないことから、年金受給者となった平成5年3月26日

以降も厚生年金保険の被保険者であったとの主張は、制度上、矛盾があり、申立期間において厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人のC厚生年金基金の加入員記録は、昭和60年8月1日に当該事業所で資格取得し、平成5年3月26日に資格喪失しており社会保険庁の記録と一致する上、厚生年金保険の資格喪失により、同年5月24日に当該厚生年金基金から「脱退一時金」が支給されていることも申立人が所持する上記取引明細証明書で確認できるとともに、申立人の上司は「申立人から企業年金を一時金で受給するかどうか相談を受け、本人の意志により一時金を受けることに決めた。」と供述している。

加えて、申立人が所持する上記取引明細証明書では、給与振込記録は確認できるものの保険料控除の事実は推認できず、その他に保険料控除の事実を確認できる資料は所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 19 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 21 日から同年 12 月 9 日まで

申立期間①は、Aで雇入れされ、B株式会社（現在は、株式会社C）のD丸に乗りE港から出漁した。

申立期間②は、F氏が所有するG丸に雇入れされ、2隻共同によるいわし巻き網漁に従事した。

申立期間③は、H氏が所有するI丸に雇入れされた。

いずれの申立期間についても、船員手帳に雇用期間が記載されているにもかかわらず、申立期間①及び②については船員保険の加入記録と相違しており、申立期間③については船員保険の加入記録が無い。

給与明細書等の船員保険料控除を証明できる資料は無いが、いずれの申立期間についても船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B株式会社に係る申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によると、D丸に係る雇入年月日は昭和37年1月29日、また、雇止年月日は同年6月29日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和37年3月1日から同年6月28日までの期間はB株式会社J事業所において船員保険に加入していることが確認できるとともに、当該名簿の整理番号*番から*番まで、申立人を含む110人全員の資格取得年月日は、同事業所が船員保険の適用事業所となった日と

同一日であることが確認でき、申立期間は船員保険の適用事業所ではなかった期間である。

また、当該事業所は昭和 52 年 6 月 15 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、株式会社 C 本社に照会したところ、申立当時の資料が保存されていないため申立人の雇用状況、船員保険の加入状況については不明との回答のほか、当該船舶は所有していなかったとの回答があり、船舶の借入れが考えられることから当該船舶と同名の船舶の所有者へ照会したが、当該船舶所有者は既に死亡しており、船舶の借入れに関する状況も不明である。

さらに、申立期間当時に、B 株式会社 K 支店で船員保険関係を担当していた職員に照会したところ、「当時は、県内各支店ごとに管轄社会保険事務所へ届出をしており、一般的には基地の E 港からの出漁時に資格取得届を提出していたようだ。」との供述を得ている。

加えて、当該船舶所有者の被保険者名簿で確認できる乗組員に照会したところ、「当時の船員手帳と社会保険庁の記録は相違していることがあるが、原因は不明である。」との供述を得ている。

なお、申立期間①について、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 船舶所有者の F 氏に係る申立期間②について、申立人が所持する船員手帳によると、G 丸に係る雇入年月日は昭和 37 年 11 月 19 日、また、雇止年月日は 38 年 3 月 9 日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する船舶所有者の F 氏に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 9 日までの期間は当該船舶所有者において船員保険に加入していることが確認できるとともに、申立人を含む甲板員 21 人が同日で船員保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は「乗組員は、2 隻併せて 40 人くらい。」と供述しているものの、当該船舶所有者の被保険者名簿で確認できる申立期間における被保険者は 14 人であり、その後、昭和 37 年 12 月に申立人を含む甲板員 21 人が船員保険に加入した時点で、被保険者数は申立人の供述に概ね相当する 35 人となったことが確認できる。

さらに、当該船舶所有者の被保険者名簿で確認できる乗組員に照会したところ 8 人から回答があり、うち一人は「船は L から回航し、不足す

る乗組員を雇い入れしてMから出漁したと思う。N県の人達はMから乗船したと思う。」と述べていることから、当該船舶所有者は、出漁するに当たって新たに雇い入れた乗組員については、昭和37年12月1日から船員保険に加入させたことがうかがえるものの、当該船舶所有者のF氏は既に死亡しており、供述等を得ることはできない。

なお、申立期間②について、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 船舶所有者のH氏に係る申立期間③について、申立人が所持する船員手帳によると、I丸に係る雇入年月日は昭和46年10月21日、また、雇止年月日は同年12月9日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する船舶所有者のH氏に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和45年9月1日から56年5月30日までの期間は適用事業所ではあったものの、46年5月31日から47年9月1日までの期間における被保険者は存在せず、整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

また、当該船舶所有者の被保険者名簿で確認できる乗組員に照会したところ、二人から回答があり、うち一人が所持する船員手帳によると、I丸に係る雇入年月日及び雇止年月日は申立人と同一日が記載されていることが確認できるとともに、この同僚も、申立期間③について船員保険の加入記録は無い。

さらに、船舶所有者のH氏は既に死亡しており、供述等を得ることはできない。

なお、申立期間③について、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたと認めることはできない。